

福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金交付決定通知書

福環総第	号
所在地
事業者名
代表者名
年 月 日付けで申請のあった福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金については、次のとおり交付の決定をします。	
年 月 日	
福山市長 枝 広 直 幹	
事業実施場所	
福山市	
事業内容	
<input type="checkbox"/> (1) 二酸化炭素（CO ₂ ）排出量管理システムの導入	
<input type="checkbox"/> (2) 排出削減対策提案等に係るコンサルティング	
補助金交付決定額	
	円
補助対象期間	
年 月 日 ~ 年 月 日	

(条件)

- 1 この補助金は、福山市二酸化炭素排出管理支援事業以外に使用してはならない。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出ること。
 - ア 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助対象事業を中止しようとするとき。
- 3 補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 4 補助事業の実施実績を、福山市二酸化炭素排出管理支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条に定める期日までに、「福山市二酸化炭素排出管理支援事業実績報告書」（様式第7号）により市長に届け出ること。
- 5 市長は、本通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は交付予定額もしくは交付額を変更することができる。
 - ア 要綱第13条第1項に定める事由のいずれかに該当する場合
 - イ 福山市補助金交付規則及び要綱に定める規定に違反した場合又は期日までに実績報告の届出がなかった場合
- 6 要綱第3条第1項第1号に定める「1年以上継続して利用する者」の要件を確認するため、補助対象期間に関わらず、要綱第10条第3号に定める1年分の書類を提出すること。
- 7 その他福山市補助金交付規則及び要綱に定める規定を遵守すること。